重　要　事　項　説　明

（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年3月31日内閣府令第39号）　第23条の規定に基づく掲示内容）

令和8年4月１日現在

施設名称	ちゃやこども園
施設類型	保育所型認定こども園
所在地	〒710-1101　倉敷市茶屋町1980-5
園長氏名	小西奈美
電話番号	086-441-0001
受け入れ対象児童	①1号認定子ども（満3歳以上の子ども） ②2号認定子ども（満3歳以上の保育を必要とする子ども） ②3号認定子ども（満3歳未満の保育を必要とする子ども）
設置者名・所在地	社会福祉法人中野社会福祉協会　　理事長　中野 史明　　（倉敷市藤戸町天城2065番地1）
事業開始年月日	２０２４（令和６）年４月１日
施設の目的及び運営方針	倉敷市からの委託を受けて、保育を必要とする乳児・幼児に対して、養護と教育を一体的に行うことを特性とし、環境を通して子どもの保育を総合的に実施するとともに、保護者に対する支援（入所する児童の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援）を行う。
提供する教育及び保育の内容	子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえ、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づき、利用する子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供する。

職員の職種、員数及び職務の内容

職　種	員　数	職　務　内　容
園長	１名	園の運営を総括管理し、所属職員を指揮・監督する。
副園長	１名	園長を補佐し、園長が欠けた場合には園長の職務を代理する。
主幹保育教諭	２名	副園長とともに園長を補佐し、園長が欠けた場合には副園長とともに園長の職務を代行し、保育教諭その他職員に対して、保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。
副主任保育教諭（副主任）	１名	主幹保育教諭を補佐し、保育教諭（リーダー）・その他職員に対して、業務の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。
保育教諭(保育士)	１６名以上	園児の保育業務を担当する。
（管理）栄養士	１名以上	園児の栄養の指導・管理、調理職員の指揮・監督、調理業務ををを行う。
調理員	１名	園での調理業務等を行う。

嘱託医等の氏名、業務内容

職　種	氏名（医療機関名等）　・　主な業務内容
嘱託医	井上 拓也（茶屋町子どもクリニック）　入所前健診、定期健診（年2回）、園児の健康に関する指導・助言など
	秋定 健（秋定クリニック）　耳鼻咽喉科健診（年１回）
嘱託歯科医	藤沢 伸彦（藤沢歯科医院）　歯科健診（年１回）

特定教育・保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日

１号認定

開所日	次に掲げる休園日を除く月～金曜日
休園日	土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、年末年始（12月29日～1月3日） 春季：3月29日～3月31日、4月1日～4月3日　夏季：8月12日～8月15日 冬季：12月29日～1月6日
保育時間	8：30～14：30
預かり保育	7：00～8：30、14：30～18：00
延長保育時間	18：00～19：00

２．３号認定

開所日	次に掲げる休園日を除く月～土曜日
休園日	日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、年末年始（12月29日～1月3日）
開所時間（延長保育を除く）	7：00～18：00 ただし、保育短時間認定に係る利用時間は、8：30～16：30までの8時間とする。
超過保育時間（保育短時間認定）	7：00～8：30、16：30～18：00
延長保育時間	18：00～19：00

無断転載・複製禁止

教育・保育給付認定保護者から受領する利用者負担その他費用の種類、支払いを求める理由及びその額

○　利用者負担

保育料月額	倉敷市の定める保育所保育料月額
超過保育料	日額350円
延長保育料	日額350円（おやつ代を含む）　月額3500円（おやつ代を含む）
預かり保育（1号認定）	日額450円
預かり保育（1号認定/長期休暇）	日額500円（8：30～14：30）
	日額450円（7：00～8：30、14：30～18：00）
実費徴収金（諸費）	災害共済掛金（年額240円）、3歳以上児の主食代（月額2,040円）・副食費（月額5,100円（2号認定）、月額3,600円（1号認定））4歳以上児の教育協力費（月額1,000円）、個人持ち用品代（制服、文具、絵本代等）、行事費用（遠足のバス代等）などの実費については、別にお知らせします。

教育・保育給付認定保護者から受領する利用者負担その他費用の種類、支払いを求める理由及びその額

○　利用者負担金の徴収方法

当月分の保育料	コドモンより保護者アプリに配信されます。 ・ 当月の20日に口座引き落とし致します。
当月分の延長保育料	コドモンより保護者アプリに請求内訳が配信されます。 ・ 月極利用については、当月の20日に口座引き落とし致します。 ・ 日極利用については、翌月の20日に口座引き落とし致します。
実費徴収金（諸費）	コドモンより保護者アプリに請求内訳が配信されます。 ① 当月分給食代（主食・副食代）・・・当月20日に口座引き落とし致します。 ② 災害共済掛金（年払）・・・・・入所月20日に口座引き落とし致します。 ③教育協力費（月払）・・・当月20日に口座引き落とし致します。 ④ その他の実費については、適宜、徴収します。

※　指定する納期限が土曜日・日曜日・祝日にあたる場合は、その翌日を納期限とします。

小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員

○　利用定員合計　　95人

1号認定子どもに係る利用定員	2歳～5歳児　15人
2号認定子どもに係る利用定員	3歳～5歳児　41人
3号認定子どもに係る利用定員	乳児（生後57日目から受け入れ）　13**人** 1歳～2歳児　　26**人**

施設の利用開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項（入所選考方法）

1号認定

○　利用開始（入所申込みから適用）

①　利用申込み
当園内で入所の申込みを行ってください。
入所申込書及び添付書類については、当園の定める様式を使用します。
↓
②　入所選考
当園の入所選考基準に基づき、選考委員が入所決定を行います。
↓
③　利用契約・利用開始
こども園との直接契約となります。
入所決定後、当園における重要事項説明を行い、教育・保育を開始します。

2．3号認定

○　利用開始（入所申込みから適用）

①　利用申込み
倉敷市から交付された「支給認定証の写」を添えて、当園又は倉敷市保育幼稚園課（又は、各保健福祉センター福祉課）へ入所の申込みを行ってください。
入所申込書及び添付書類については、倉敷市の定める様式を使用します。
↓
②　入所選考
倉敷市の入所選考基準に基づき、倉敷市が入所決定を行います。
↓
③　利用契約・利用開始
保育所における保育は、倉敷市との直接契約となります。
倉敷市からの入所決定後、当園における重要事項説明を行い、教育・保育を開始します。

○　利用終了
年度途中で退園される場合は、事前（少なくとも退園予定日の2週間前）に当園に申し出て、退所届をご提出ください。

緊急時等における対応方法

○　園での対応
園児が怪我を負うなどの緊急時等には、当園の判断で医療機関へ搬送します。

○　保護者への連絡
次のような場合には、事前に登録された保護者の緊急連絡先に連絡しますので、早めのお迎えをお願いします。
（例）　園児の体調不良や怪我などで、お迎えをお願いするとき。
台風の接近などにより、避難指示（勧告）が発令されたとき。

非常災害対策

○　避難・防災対策
避難・防災マニュアルに基づき、火災・地震等を想定した避難訓練を毎月１回以上実施します。
園児に対して防災教育を行います。

○　緊急避難場所
地震や津波などの大規模災害発生時（又は発生が予測される場合）には、次の場所に避難します。
第１避難場所・・・・天城子ども広場（天城憩いの家前）
第２避難場所・・・・かえで第２公園（天城かえで団地内）・岡山県立天城高等学校

無断転載・複製禁止

虐待の防止のための措置に関する事項

○　職員に対する措置
児童に対する指導やしつけであったとしても、児童の心身に有害な影響を及ぼすような行為は行わないよう、職員に対して教育・指導を徹底するとともに、保護者との連携を密にし、児童の健全育成に努めます。

法令順守のための措置に関する事項

○　法令順守責任者
当園の業務管理体制を整備するために、次の者ををを法令順守責任者とする。
≪園長≫小西 奈美

その他特定教育・保育施設の運営に関する重要事項

○　給食提供
当園では、完全給食（3歳以上児の主食提供を含む）を提供します。
ただし、指定した日については、食育の観点から「弁当の日」としますので、当日は弁当を持参してください。

○　園児が加入する保険

①　独立行政法人スポーツ振興センターの災害共済給付制度
補償内容　　当園管理下において発生した事故等について補償
給付金額　　医療費の一部4，000万円（障がい見舞金），3，000万円（死亡見舞金）

②　賠償責任保険（全私保連保険制度）
保険内容　　上記に同じ
保険金額　　（施設賠）対人1名2億円/1事故10億円　対物1事故200万円
（生産物賠）対人1名2億円/1事故10億円　対物1事故・期間中200万円

○　第三者評価・会計監査
当園では、適切な施設運営を確保するために、会計監査を実施しています。
会計監査　　≪監事≫　西岡 安彦　山下 文雄

○　苦情受付担当者の職・氏名・連絡先
主幹保育教諭　三原 美里　　主幹保育教諭　瀬藤 唯　（TEL441-0001）

子ども・子育て支援事業の内容

実施事業	事　業　内　容
延長保育事業	保護者の勤務時間、通勤時間などを考慮し、やむを得ない事情があると認められる乳幼児を対象に、18：00～19：00の間実施します。
子育て相談事業	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。

※　各事業の詳細につきましては、園長までお尋ねください。

※　本重要事項説明には、運営規程の概要、職員体制、利用者負担その他利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる事項のみを抜粋して記載しています。

※　本重要事項説明に関してご不明な点がありましたら、園長までお尋ねください。